

二弁令和4年人第1623号
2022年（令和4年）10月19日

板橋区
区長様

第二東京弁護士会
会長菅沼友子

勧告書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人 S 氏からの人権救済申立事件について、相手方に対し、下記のとおり勧告します。

勧告の趣旨

申立人が、東京都板橋区情報公開条例に基づき相手方に対して行った、相手方を被告とする民事訴訟の判決書を対象とする情報公開請求手続中（関連する審査請求手続を含む）、相手方が不開示事由該当性の判断にあたって、正当な目的や必要性がないにもかかわらず民事訴訟法91条3項に定める訴訟記録の閲覧謄写手続きを利用のうえ申立人が上記民事訴訟の訴訟記録を閲覧した事実を確認し、かつ、確認の事実を秘した上で、申立人に対し閲覧の有無を質問した一連の行為は、プライバシー権の一内容として保護される申立人の情報プライバシー権を侵害する行為である。それゆえ、当会は相手方に対し、今後、同情報公開条例に基づく情報公開請求に対する処分にあたり、不開示事由該当性の判断に不必要な個人情報を収集、取得するなど情報公開請求者のプライバシー権を侵害することがないよう勧告する。

勧告の理由

1 認定した事実の概要

申立人は、東京都板橋区情報公開条例（以下、「本件情報公開条例」という。）に基づき、相手方区長に対し、相手方が当事者となった民事訴訟の判決書を対象とする情報公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
本件公開請求に対し、相手方区長は、一度の期限延長を経て、判決書の一部を公開するとする決定（以下「本件部分公開決定」という。ただし、大部分を非公開として墨塗とするものであった。）を行い、これに対し、申立人は、審査請求を行った。

ところが、相手方の職員は、上記審査請求後のいずれかの日において、民事訴訟法91条に基づき、別件訴訟の訴訟記録の閲覧を行い、訴訟記録中にあった申立人作成の「民事事件記録等閲覧・謄写票」を謄写し、申立人が別件訴訟の訴訟記録を閲覧・謄写していた事実を把握した。

その上で、相手方は、申立人に対し、申立人が上記判決書の閲覧を実施したことがあるか無いかについて書面にて質問した（以下、「本件質問」という。）。

2 判断

- (1) 行政機関の保有する情報にかかる開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

行政機関が自ら保有する判決書に関する情報公開請求がなされた場合においては、不開示事由該当性の判断は、情報公開請求者の属性等（当該情報公開請求者が、すでに対象となる判決書等を閲覧済みの者であるという事情を含む。）にかかわらず、抽象的・客観的に行われなければならないのであって、情報公開請求者が、当該判決書を民事訴訟記録閲覧謄写制度によって閲覧済みであるとの事実は、開示不開示の判断要素とはなり得ず、実施機関が当該事実を把握する必要はない。

- (2) 憲法13条は、国民は個人として尊重されるとし、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（幸福追求権）を憲法上の権利として保障している。そして、かかる幸福追求権としてプライバシー権が承認されるに至っているところ、その一内容として、単に私生活上の情報をみだりに公表されない権利に止まらず、自己に関する情報の開示・非開示、収集、利用、管理、訂正、抹消などを自らの判断で行う、自己に関する情報をコントロールする権利としての情報プライバシー権が含まれると解される。

実定法上も、行政機関は、個人情報保有に当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならず、利用目的を変更する場合には変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならないとの義務を負つ

ている（行政機関個人情報保護法3条）。また、何人も、自己を本人とする個人情報につき、行政機関により適法に取得されたものでないとき、行政機関により同法3条2項に違反して保有されたとき等所定の場合には、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる（同法36条）。これらについて、東京都板橋区個人情報保護条例にも同様に規定されている（同法3条に対応するものとして区条例15条及び16条、同法36条に対応するものとして区条例20条、21条、22条）。

そうすると、行政機関に自己の個人情報を正当な目的や必要性によらず収集あるいは保有されないという意味での自己の個人情報をコントロールする権利は、情報プライバシー権の一内容として具体的権利として確立されているといえることができる。

- (3) これを本件についてみると、前記のとおり、本件公開請求に対する判断にあたり、申立人が別件訴訟の訴訟記録を閲覧した事実を考慮することはできないところ、相手方は、申立人からの本件公開請求に対して（申立人が別件訴訟の訴訟記録を閲覧したか否かを考慮せずに）本件部分公開決定を行った後、申立人が審査請求を行うや、申立人が本件判決書を閲覧したかどうかを調査し、かつ、その事実を秘して、申立人に対して別件訴訟の訴訟記録について閲覧を行った否かにかかる本件質問を行っている。このような相手方の一連の行為は、不開示事由該当性の判断にあたって考慮する必要がないにもかかわらず、申立人の過去の行動や申立人の有していた認識等を調査・把握しようとしたものであって、相手方は、法令の定める所掌事務を遂行するために必要がないのに、あるいは利用目的達成のために必要な範囲を超えて申立人の個人情報を収集・保有したものと見える。

よって、相手方による、申立人が別件訴訟の訴訟記録を閲覧した事実を調査し、かつ、その事実を秘した上で、申立人に対し閲覧の有無を質問した一連の行為は、正当な目的や必要性によらず申立人の個人情報を収集・保有したものであって、申立人のプライバシー権を侵害する。

- (4) 相手方の行為は、情報公開請求に係る事務処理上何らの必要性がないのに情報公開請求者の個人情報を収集したものであって、違法な行政活動であると認められ、かつ、本件情報公開条例が何人にも情報公開請求権を保障した趣旨を没却する行為と評価せざるをえない。

よって、相手方が収集した申立人の個人情報がいわゆるセンシティブ

情報でないことなどを加味しても、その権利侵害性は軽微ではないとい
うべきであり、勧告が相当である。

以 上